

新たな森林環境管理制度の基本的な考え方

概 要 版

平成30年3月

奈良県農林部新たな森林管理体制準備室

I 新たな森林環境管理制度の目的と将来像（第2章）

1. 目的

新たな森林環境管理制度は『森林の有する「生産・防災・生物多様性保全・レクリエーション」の4つの機能が最大限に発揮され森林が適正に管理されるとともに、森林所有者や山村地域の住民を含む県民全体がその恩恵を享受できること』を目的とします。

2. 基本理念

新たな森林環境管理制度の目的を果たすための基本理念を以下に示します。

- ① 木材が安定的に供給できる体制となり、林業が誇りとやりがいのある仕事（雇用の場）となる。
- ② 林地崩壊等の自然災害が減少する。
- ③ 野生動植物が豊かに生息・生育し、人と野生動物との軋轢も減少する。
- ④ 他地域や世界の人々との交流が生まれ、地域に活気があふれる。

3. 森林経営と森林管理の将来像

新たな森林環境管理制度では、全ての森林を対象として、4つの機能を最大限に発揮させる森林管理を推進することとし、4つの機能を最大限に発揮させる森林経営と森林管理の将来像のイメージとしてあるべき森林と林業の将来像を示します。

(1) 森林の将来像

- ① 多様な機能が最大限に発揮されている森林
- ② 災害に強い森林
- ③ 多数の人々が訪れ、地域を活気づける森林
- ④ 県民と地域全体で支える森林

(2) 林業の将来像

- ① 森林の4つの機能に配慮した持続的な経営が行われています。
- ② 林業が関連する産業と連携し、地域の基幹産業となり地域を支えています。
- ③ 消費者のニーズに対応した戦略的な経営活動が行われています。

4. 誘導する森林型

(1) 森林型（人間の関与の仕方の違いによる森林のタイプ）

将来的に誘導する森林型を、自然林・再生自然林・恒続林・適正人工林とします。

- ① 自然林……天然林等、人為的関与がほとんどなく、地域の原植生が生育している森林
- ② 再生自然林……木材生産が困難な施業放置林や獣害等により生態系が攪乱している森林を誘導により再生した自然林
- ③ 恒続林……多種多齢の地域植生で構成される針広混交林
- ④ 適正人工林……適正に管理されているスギ・ヒノキ人工林

(2) 誘導方針

当該森林の自然的条件（地形・地質・斜面方位・傾斜・気温）と社会的条件（森林所有者の意思や地域における林業の重要度、路網整備状況、観光資源としての価値等）を判定し、現在の森林型を以下の森林型に誘導します。

- ① 自然林については全て自然林として管理します。
- ② 施業放置林については再生自然林又は恒続林又は適正人工林に誘導します。

③適正人工林については適正人工林として維持管理、又は恒続林に誘導します。

(3)誘導手法

誘導する森林型のうち、再生自然林、恒続林への誘導については県が主体となって研究を進め、紀伊半島の気候や地質等の自然条件に合致した手法等を検討していきます。

II 新たな森林環境管理制度の基本的な考え方（第4章）

1. 基本的な考え方

新たな森林環境管理制度は、「施業管理（林業）」が中心であった従来の森林管理に加えて、森林の「環境管理（森林業）」を推進する制度とすることとし、公共施策の一翼を担う森林管理を展開するための「基本方針」、「制度」、「組織」、「人材」、「教育」、「財政」を柱とした基本的な考え方を整理し導入を推進します。

新たな森林環境管理制度の基本的考え方

～森林業への新たな取り組みと持続可能な林業の推進～

基本方針：森林の有する4つの機能を一元的に管理する制度を導入します。
森林所有者が森林を適正に管理する責務を明確にします。

制度：制度の根幹となる（仮称）奈良県森林環境管理条例を制定します。
（仮称）森林環境管理計画を導入し、森林の環境管理を推進します

組織：新たな森林環境管理制度を推進するため、県・市町村が連携した新たな森林管理組織を設置します。

人材：地域の森林環境管理に責任と権限を有する（仮称）紀伊半島フォレスターを養成し、新たな森林管理組織に配置します。

教育：（仮称）紀伊半島フォレスターや森林作業員を養成する（仮称）奈良県フォレスト・アカデミーを設置します。

財政：制度の構築及び運用に要する経費の財源については、既存の補助金・交付金に加えて、奈良県森林整備基金、奈良県森林環境保全基金、国の森林環境譲与税（仮称）の活用について検討します。

※持続可能な木材生産を主に目的とする森林管理を「林業」、森林の4つの機能を最大限に発揮させる森林管理を奈良県において「森林業」と表記します。

2. 基本方針

(1)森林の一元管理

森林の生産・防災・生物多様性保全・レクリエーションの4つの機能を一元的に管理する制度や組織を構築します。

(2)森林所有者の責務

森林所有者が森林を適正に管理する責務を条例等で明確化します。

3. 制度（新たな森林環境管理制度を推進する組織）

(1)条例の制定

新たな森林環境管理制度の基本的な考え方を実際の制度として運用するため、制度の根幹となる（仮称）奈良県森林環境管理条例を制定します。

(2) (仮称) 森林環境管理計画

森林の環境管理を推進する仕組みとして、(仮称) 森林環境管理計画を策定して運用する制度を創設します。

4. 組織 (新たな森林環境管理制度を推進する組織)

(1) 県・市町村の横断的連携と新たな森林管理組織の設立

- 新たな森林環境管理制度を推進する組織として、県・市町村が連携し、市町村の林業行政を共同処理する森林管理組織を設置します。
- 森林の有する4つの機能(生産・防災・生物多様性・レクリエーション)に関する行政事務を一元的に処理する権限を保有し、県有林・市町村有林の森林管理を始め、森林所有者が自ら管理できない森林に対しても森林管理を行います。

(2) 循環型森林経営と林業事業者・森林経営体の育成

- 奈良県の森林施業の中核となる意欲ある素材生産業者と、一定面積以上の森林を保有する森林経営体を育成します。

5. 人材 (新たな森林環境管理制度を担う人材)

(1) (仮称) 紀伊半島フォレスター

- 森林経営の現場において、多くの判断をこなすことができる人材
- 地域社会のコーディネーターであり、地域の人々を幸せにする森林業と森林経営のコンサルタント
- 紀伊半島の自然環境や林業の歴史・技術を熟知した人材

(2) 森林作業員

- 統一された教材やカリキュラムで養成される森林作業員
- 全作業員が同レベルの高い技術を有しており、シンプルで効率的な作業方法を自ら考え安全に実行できる人材

(3) 県及び市町村の林務関係職員

- (仮称) 紀伊半島フォレスターと連携
- 県と市町村は新たな森林管理組織において連携

6. 教育 (新たな森林環境管理制度を担う人材の育成機関)

- (仮称) 紀伊半島フォレスターと森林作業員を養成する(仮称) 奈良県フォレスト・アカデミーを設置します。

7. 財政 (新たな森林環境管理制度を支える財政基盤)

財源については既存の補助金や交付金に加えて、奈良県森林整備基金や奈良県森林環境税、国の森林環境譲与税(仮称)の活用についても検討していきます。

Ⅲ 新たな森林環境管理制度の導入に向けて (第5章)

新たな森林環境管理制度の構築は、段階を踏んで進めていく必要があり、その将来像から導き出せる課題の検討を進めながら、現時点で取り組めることから始める双方向アプローチにより、進めていくこととします。